

令和5年6月23日

検察庁へ近く送致への報道を受けて

CALAMVS法律事務所

弁護士 南 竹 要



1 送致されるとの報

2020年（令和2年）2月5日午前8時ころ、逗子市池子2丁目のマンション敷地の斜面が崩れ、土砂に巻き込まれて高校3年の女子生徒（当時）が死亡した事件につき、当職がご遺族を代理して、マンション管理会社（大京アステージ）の社員を業務上過失致死の罪で告訴していた件につき、本日、報道各社が報じたように、近く検察庁へ書類送致されるとの報に接しました。

2 先行する民事裁判で明らかになる事実

現在、ご遺族は、マンションの区分所有者ら、管理組合、及びマンション管理会社（大京アステージ）を被告として、民事にて損害賠償請求を求め提訴し、第1審が係属中であり、近くに弁論が終結する予定です。

同訴訟において、本年3月17日に、マンション管理会社の責任者や、同社の担当者（被告訴人）等の尋問手続が行われました。

被告訴人は、同尋問手続において、崩落前日、現場担当者から崖上に4m程のクラックがあるとの異変を画像の送信及び電話にて報告されたにもかかわらず、当該現場を確認することもせず、また、専門知識がないにもかかわらず、すぐに対応する必要がないと判断したことを認めました。また、当時そのように判断した根拠を明確に示すこともできませんでした。

他方で、逗子市長は、裁判所からの調査嘱託に対し、当該クラックの情報がもたらされれば、「最大でも8時間以内」に、「職員を派遣、逗子警察署交通課長や土地所有者に連絡の上、交通規制するとともに関係者への周知として、京急

バス、タクシー会社、教育委員会、環境クリーンセンターに連絡し、「道路管理者として、通行規制、少なくとも直下の歩道は規制」する態勢を整えており、かつ、交通規制を完了させることができたと回答しています。

3 民事裁判で明らかになった事実が告訴事実を裏付けていること

このように、被告訴人の尋問手続、及び、逗子市からの回答内容は、告訴「後」に詳らかになった事項でありますところ、まさに、こうした事実は、告訴状に記載した下記の記載を裏付けるものといえます。

【告訴状記載の告訴事実】

「本件事件現場は、令和2年1月に、土砂災害防止法による土砂災害警戒地域に指定されていたことから、神奈川県による2回目の地盤調査が行われており、危険であることを十分に認識していた。

かかる状況下、令和2年2月4日、管理人から敷地に約4mのクラックが生じていることの連絡を受け、被告訴人大京アステージ担当者は、県土木事務所に連絡をとるなど、事故の発生を予測できたにもかかわらず、当面当該クラック周辺や直下の区域を通行止めにするなどの措置をとるなどの安全対策を怠り、斜面崩落を防止する措置を取ることなく、漫然と放置した過失により、令和2年2月5日午前7時58分、敷地内斜面の崩落を発生させ、よって、その頃、斜面下の歩道を歩いていた被害者（当時18歳）を生き埋めの状態に置き死亡させたものである。」

4 検察官が向きあうべきアップデートされている刑事過失論

本件では、「自然現象によって直接的に人身被害が発生した場面ではなく、人工的な工作物や設備の流出や破壊等が介在することによって人身被害が発生した場合に、工作物や設備の設置や維持・管理に関わる者の刑事責任（（業務上）過失致死傷罪）の可能性を検討」（上田正和「自然災害による被害と刑事責任」佐伯仁志・高橋則夫・只木誠・松宮孝明編『刑事法の理論と実務⑤』79頁、（成文堂、2023年6月）することが課題となっております。

このような場合には、「工作物や設備の種類や構造等に応じて、人の生命や身体に対する侵害結果が発生しないように求められる安全水準は変動する。介在す

る（実際に存在する）工作物や設備の種類や内容、そして内在する危険性は異なるので、要求される安全水準は変動し、高く（厳格に）なりうるのである。その意味で、事案によっては予見可能性の大幅な抽象化（の可能性）を認める「危惧感説」的な理解に立って、人の生命や身体の安全の保護に則る刑事過失（過失犯）の成否を柔軟に考えることが必要かつ適切である」（同書81頁）とされます。

近時見られる特徴を踏まえれば、「自然現象と被害との間には、人間が開発・設置した人工物という中間項が存在する。そうであれば、この人工物という中間項に関わった者は、中間項が存在することによって大惨事発生に至った場合には、中間項の「リスク管理のあり方」の1つとして法的責任を取り入れ、法的責任の1つである刑事責任負担の可能性ないし余地を認めることができる」（同書82頁）ということになります。

(1) 情報収集義務が全く果たされていなかった

「過失犯が成立するためには、結果及びその結果発生に至る因果関係の基本的部分の予見可能性が必要であるとされている。そして、この予見可能性については、実際には相当程度抽象化されて適用されていることは既に述べた通りである。この（抽象化された）予見可能性（危惧感と置き換えても本質的には変わらない。）を基礎付けるものは、行為者が認識していた（さらには認識し得た）事情であるが、これは行為者が自らが置かれた具体的な状況や自らの行為についての情報収集のあり方に関わる」（同書87頁）とされており、かかる情報収集義務は、予見可能性を認定するための道具概念と位置付けられています（小林憲太郎「刑法総論の理論と実務」（2018）340頁）。

まさに、自社が管理する（民事裁判上、管理会社ら被告は、管理契約上崩落した敷地が管理対象地に含まれることを認めながら、具体的な管理行為は必要ないものと主張）マンション斜面が、土砂災害警戒区域のイエローゾーンに指定されており、直近でレッドゾーンに指定変更されるかもしれない調査が行われている状況において、「具体的におこりうるトラブルの内容・原因と発生可能性、それを防ぐための対策と手段等について、事前に十分な検証と備えを行

っておく必要」（前掲上田・88頁）があったわけです。

「科学技術の著しい進展や成果を背景に様々な工作物や設備、そして社会的インフラが存在するが、それぞれが抱える危険要因を常に意識してその具体化・現実化を防ぐための情報収集義務が課せられ」ています。

本件においては、管理会社ないし同従業員は、管理対象地であった本件斜面が、土砂災害警戒区域のイエローゾーンに指定されており、近々レッドゾーンに変更があることを認識していたのだから、普段から崩落の兆候として一般常識とされる、片部のクラックを発見した場合の準則について決めておくべきでした。

そして、いざクラックが発見され、現場から連絡を受けた管理会社ないしその従業員（マンションの資産価値を向上させることを標榜して利益を上げていることから、敷地内の工作物についての老朽化には目を光らせていると住民は考えていました）にとって、クラックの位置や崖の形状からして、石ころ一つでも転がり落ちると、眼下の落石防止ネット（これは管理不行き届きで草で半分以上埋まっている状態で放置されていたこと、よって、落石防止機能が著しく低下していたことにつき、民事裁判の尋問において被告側が認めるに至った）を超えて落石が用意に道路に落下することは容易に予見できる状態にあったといえます。よって、大規模な崩落までは予見できなくとも、崩落の予兆として政府が防災教育としてアナウンスしている亀裂の存在を認識をすれば、落石を始めとする小規模な土砂の崩落さえ予見不可能であったとは到底いえません。

亀裂を発見したならば、崖片部の直下を通る逗子市道を管理する逗子市に連絡し危険情報を共有すべきでした。発見後、逗子市への一報さえあれば、逗子市が事前に用意している安全準則が発動され、確実に被害者の死亡は避けられたのです（回避可能性は容易かつ確実であった）。

それにもかかわらず、漫然と、「今は報告しなくてよい」と被告訴人が判断したのです。被告訴人が所属する会社は、マンション管理についてわが国で最大手と自負する企業です。同じように老朽化による崩落が懸念される時勢において、かかる対応が杜撰であったかどうかについて、刑事裁判という場で責任

を問う前に、検察側が起訴すらしないということは到底被害者たるご遺族や同じようなリスクにされされている人々にとっても納得いくものではありません。

こうして遺族だけでなく、生活者全般の気持ちに寄り添い、日本における少し先の未来に同種事例が頻回するであろうと想像力を少しだけ働かせれば、本件事件を刑事裁判に問う必要があることは賢明で志をもった検察官であれば理解できるものと考えます。

(2) 本件において起訴すべき意義

本件事件は、まさに、「具体的な事案における刑事責任の追及（刑罰権の発動）を通して、社会に対して（強力な）「行動準則（行動ルール）」をメッセージとして提示し、工作物や設備の設置者や管理者に意識を持たせること（日頃の情報収集活動）によって自然災害による甚大な人身被害を未然に防止する（被害を小さくする）という機能に注目すべき」事案であり、「これにより、想定外の自然災害であったのでやむを得なかったという安易な免責の抗弁を防ぐこと（減らすこと）が可能とな」ります（前掲上田・88頁）。

その意味では、検察官は、「現実社会とそこにおける人々の生活や意識を踏まえた刑事制裁の活用を積極的に承認することは、刑事制裁について（安全・安心な社会実現のための）手段性と政策性」（前掲上田・85頁）を発揮すること、「現代社会では企業等の組織体による活動の重要性を否定できないが、組織体を動かすのは最終的には1人1人の生身の人間（の集団）であり、個々の行為者の意思決定や行動に対して効果的に働きかける（意思決定や行動を統制する）効果的な手段がなければ、感情や思惑を有して意思決定と行動を行う生身の人間によって構成される組織体の適正な活動を期待することはできない」（前掲上田・86頁）ことを踏まえて、「刑事制裁の対象となることを告知し各人の行動に対して危険回避（安全確保）に向けた直接的な動機付けを与え、社会の要請に適った行動準則（行動ルール）に従った行為に出ることを可能とする刑事制裁の意義と効果」（前掲上田・86）を発動させるべきです。

そして、「組織体の上位に位置する者の個人責任を刑事制裁の観点から問題

にすることは、当該組織体全体の活動に対して緊張感を与える契機」（前掲上田・同）とする役割を果たされたい。

検察官は、公益の代表者として、管理会社の担当役員や、代表者の過失も問うべきであり、今後急速に問題となる民有地設備の老朽化による生命侵害事例の1号案件として真剣に取り組むことを要求します。

以 上